

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和4年6月21日(火)
11時40分開会 13時28分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員
(1) 町長からの申し出事項について
町長：阿部一男、副町長：山本司、総務課長：神谷昌彦、企画課長：鈴木聡
企画課長補佐：下保朋子、商工観光課長：前田真、商工観光課長補佐：吉田寛臣
- 6 議 件
(1) 町長からの申し出事項について
 - ・第2期清水町人口ビジョン・総合戦略の令和3年度事業評価について
 - ・民泊仲介事業者等との包括連携協定による移住・観光施策の促進について
 - ・清水町職員の営利企業等の従事の許可に関する基準の運用について
 - ・図柄入りご当地ナンバープレート「(仮称) 十勝 (とがち)」の導入について

(2) 議会報告会の振り返りについて

(3) その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

桜井議長：本会議大変ご苦勞様。引き続き全員協議会を開催する。議件についてはお手元に配布のとおりである。町長からの申し出事項4件ある。執行側からの説明を受ける前に町長からご挨拶いただく。

町長：本日議会が終了したところである。皆さんにおかれてはお疲れのところ、また全員協議会を開催していただいたことをお礼申し上げる。只今議長からも報告あったように私から申し出事項として4件ある。1件目は清水町人口ビジョン総合戦略における事業評価の説明をさせていただく。2件目は民泊仲介事業者等との包括連携協定による移住観光施策の促進についてである。これは町政執行方針でも述べさせていただいたが、まちの観光資源として経済にもつながるよう民泊への支援など滞在型観光へ向けた取り組みを進めている。移住観光施策の一つとして民泊仲介事業者との包括連携協定を結ぶ運びとなったのでこのことについてご報告させていただく。3件目は清水町職員の営利企業等の従事の許可に関する基準の運用についての件である。町職員はこれまでも報酬を得て営利企業に従事する場合には許可を得て従事しているが、新たに農業の人手不足や今回の民泊の推進などにも対応するため、勤務時間外や休日の活動に限り本来業務に支障をきたさない範囲で従事することを認めるための運用基準を定めるものである。4件目は図柄入りご当地ナンバープレート「(仮称)十勝(とちち)」の導入についてである。十勝町村会で導入の検討を進めることとしたので、このことについても説明させていただくので、以上よろしく4件について願います。

(1) 町長からの申し出事項について

・第2期清水町人口ビジョン・総合戦略の令和3年度事業評価について

桜井議長：それでは、まず1つ目の第2期清水町人口ビジョン・総合戦略の令和3年度事業評価について執行側から説明をいただく。よろしく願います。

企画課長(鈴木聡)：企画課の鈴木である。私の方からご説明させていただく。第2期清水町人口ビジョン・総合戦略の令和3年度事業評価についてである。令和2年度に第1期の総合戦略の達成状況を踏まえ、引き続き人口減少対策を推進するため令和7年度までを計画期間として策定したものである。令和3年度が初年度となる。

今回、令和3年度における各施策で取り組むべきとした内容について、重要業績評価指標に基づき、施策効果や目標達成の状況などを検証し、内部推進体制として設置している「清水町人口減少対策本部会議」において、内容をとりまとめました。その後、客観的視点で検証していただくため、5月25日に総合計画審議会を開催し、ご意見などをいただいたところである。

本日は、配布した資料により、前半は、令和3年度における、清水町の人口移動の状況を説明し、その後、第2期人口ビジョン・総合戦略の令和3年度事業評価について、担当より説明する。できるだけ簡潔に説明するが、少し長い説明となることをご了承いただければと思う。よろしく願います。

企画課長補佐(下保朋子)：企画課の下保である。よろしく願います。失礼とは思うが、座って説明させていただく。

はじめに、令和3年度人口動態について説明する。資料1をご覧ください。上段の人口移動集計表の下、令和3年合計の欄をご覧ください。

令和3年度における転入者は393人、転出者が435人で社会増減はマイナス42人、また、出生数が50人、死亡者数が161人で、自然増減がマイナス111人となり、あわせて153人のマイナスとなった。

令和3年度の転入、転出を地域別に分析すると、道外のみ転入者のほうが多く、十勝管内、道内、国外は転出者のほうが多くなっている。

下段に人口動態の推移を記載しているが、令和2年度と比較すると、社会増減で66人減少、自然増減でも26人が減少、あわせて92人の減少となった。

ページをめくって、地域別の転入・転出の分析をもう少し詳しく記載しているのが、資料1-①から1-④になる。具体的な人数については、資料をご覧くださいと思うが、資料1-①十勝管内での転入、転出については、単身者、家族世帯それぞれ帯広市を転入元、転出先とする移動が多く、単身者は特に流出している傾向がある。ページをめくって、資料1-②十勝管外においては、転入者が111人に対し、転出者が133人となり、22人のマイナスとなっている。特に、札幌市への転出超過が大きくなっている。ページをめくって、資料1-③道外においては、転入者が109人に対して、転出者が98人となり11名の転入超過となった。令和2年が43人の転入超過であったので、連続して転入超過となっている。

ページをめくりまして、資料1-④地域別の最後として、国外との転入、転出だが、転入者が6名、転出者が18名となり、転出者のほうが多い結果となった。これは、新型コロナウイルス対策としての入国制限が影響しているものと考えられる。

また、資料1-④の下段に記載している年齢構成分析だが、転入者の61.58%が10歳から34歳の年代であり、転出者についても10歳から34歳までで61.38%となっている。これは近年同じような傾向となっている。

最後に資料1-⑤をご覧ください。清水地区、御影地区における人口の推移を10年ごとの増減率で示したものである。総人口の総数欄だが、平成2年3月の総数12,146人だった人口が令和2年3月には9,320人となり、30年増減率はマイナス23.27%、地区別だと、清水地区ではマイナス25.86%、御影地区ではマイナス14.82%となっており、人口の減少傾向が進んでいる状況である。

以上のことから、人口減少率を緩やかにできるように、現在取り組んでいる結婚少子化対策と子育て支援、住宅施策や雇用対策などを引き続き行い、定住促進を図っていかねばならないと考えている。

続きまして、資料2人口ビジョン・総合戦略の令和3年度事業評価の説明をさせていただきます。

人口ビジョン・総合戦略には取り組むべき4つの基本目標があり、その基本目標ごとに数値目標を定め、施策ごとにKPI、重要業績評価指標を設定し結果を検証するのが毎年度実施する実施事業評価である。

このたび配付している資料2には、全46事業の施策に、KPIから令和3年度の実施内容を評価し、評価した根拠や今後の展開・改善点などを記載している。

KPIの評価は順調、見直しが必要、廃止の3つとし、令和3年度事業評価のKPI69のうち、「順調」が55、「見直しが必要」が14、「廃止」がゼロとなっている。本日は事業評価が「見直しが必要」となっている事業を中心に、説明をさせていただきます。

それでは、まず、2ページ1つ目の基本目標、まちの産業を確立し、安心して働けるようにする。この中に4つの基本的方向を定めているが、1つ目、基幹産業である農畜産業と関連産業の成長による安定した雇用を創出するとともに、高付加価値型商品・サービスを開発するである。

最初の項目、農業振興対策事業では、生乳生産量は増加傾向で、デントコーン作付助成面積及び堆肥ペレットの販売数は、既存の令和7年度の目標値を改定するなど、成果が得られているので、「順調」としている。

ページをめくって、4ページ、企業立地促進事業は、実績が0件ということから「見直しが必要」としている。

また、5ページの一番下、起業・雇用促進補助金交付事業についても「見直しが必要」と評価している。これを踏まえ、その上の新規開店者・空き店舗活用開店者支援事業とともに、既存の制度を見直し、今年度から「起業等スタートアップ支援事業制度」が創設されている。

4ページに戻って、バイオマス利活用促進事業は、今後、脱炭素に向けエネルギー

ギーの地産地消を含め関係機関との検討が必要とすることから、「見直しが必要」としている。

ページをめくって、6ページ基本的方向2つめ、「若者や女性、意欲のある者が起業しやすい環境づくりを進める」である。

担い手対策事業では、全体的にコロナ禍の影響で、令和3年度は実績が伸びなかったが、農業実習生の受け入れなど、数は少ないものの丁寧に対応していることから「順調」としている。ただし、新規就農者については0件だったことから「見直しが必要」とし、地域の現状把握を行うこととしている。

ページめくって、8ページ、酪農人材確保対策事業についても、コロナの影響で、イベントへの参加などができなかったことから「見直しが必要」としている。

基本的方向3つ目、「町民や事業者の需要を取り込み、町内の経済循環性を高める仕組みをつくる」である。住宅リフォーム・太陽光発電システム導入奨励事業、地域活性化生活応援商品券事業、マイホーム取得奨励金交付事業は、経済効果を大幅に上回ったことなどにより、「順調」としている。

ページをめくって、10ページ、定住促進賃貸住宅建設補助金交付事業については、世帯向けの賃貸住宅が未だ不足していることから「見直しが必要」としている。

続いて、基本的方向4つ目、「正規雇用につながる取り組みを進める」である。

一番下、就業奨励学生支援事業では、奨学金の一部を支援しているが、令和3年度は1人の実績であり「見直しが必要」としている。

ページをめくって、12ページ、2つ目の基本目標「まちにひとの流れをつくる」である。この中に3つの基本的方向を定めているが、1つめ、「地域資源を発掘・活用し、町民全体で情報共有して町内外に発信することで、市街地に人の流れをつくり、交流人口の拡大を図る」である。観光情報発信拠点強化事業では、コロナ禍でイベントが中止となっており、にんにく肉まつり・肉井まつりに関しての評価を「見直しが必要」としている。

13ページ、基本的方向2つ目、「PR活動や交流人口の拡大の取り組みと連携しつつ、受入体制を整備し、大都市圏などからU I Jターンを増加させる」である。移住交流促進事業は、次の14ページにもまたがるが、移住相談件数等はコロナ禍で減少しているものの、問い合わせなどには丁寧な対応に努めており、移住定住につなげていることから「順調」としている。

次に、15ページ、基本的方向3つ目「起業者や有資格者の若い世代を引き込むような仕掛けづくりを進める」である。

ページをめくって、U I Jターン新規起業支援事業及び企業版ふるさと納税はいずれも「見直しが必要」とし、制度の周知や募集に力を入れることとしている。

17ページ、3つ目の基本目標「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」この中に3つの基本的方向を定めているが、1つ目「若い世代の経済的安定と様々な支援を図り、結婚の希望をかなえる」である。結婚支援事業では、結婚新生活支援事業補助金について、所得要件等の改正を行い制度の利用がしやすくなったことから、前年度より件数が増えたことにより「順調」としている。

その下の婚姻数の欄についてであるが、期末評価・今後の展開・改善点に記載しているが、コロナ禍により対面イベントが実施できず、オンラインにより開催したが、その後の発展につながらなかったことから、評価を「見直しが必要」とし、今後の方策について検討していく。

ページをめくって、18ページ、基本的方向2つ目「専門的な支援や社会・経済・職場環境の整備により、出産や育児に係る負担や不安の軽減を図り出産の希望をかなえる」である。不妊・不育治療支援事業は、実績が目標値を上回っており、利用者16人のうち7人が妊娠につながっていることから「順調」としている。

ページをめくって、21ページ、基本的方向3つ目「地域資源を生かした特色のある教育や子育て環境を整備し、子育て世帯から選ばれるまちを目指し若い世代の定住・移住を図る」である。

21ページから23ページにかけて記載している、地域の特色を生かした教育推進事業では、22ページ、幼保小の交流回数について、コロナ禍で事業の縮小をせざるを得なかった面もあったが、ICTを活用するなど工夫して事業を継続しており「順調」としている。

ページをめくって、24ページ、4つ目の基本目標「安心して生活しやすいまちづくりとともに、広域連携を推進する」この中に3つの基本的方向を定めているが、1つ目、「健康で活動的な町民を増やし、コミュニケーションを高め、町民同士の連携と支援によるまちづくりの活動を活発にする」である。

25ページ、町民提案型協働モデル事業については、コロナの影響で残念ながら1件申請取り下げとなったが、町民に事業の浸透が図られてきていることから「順調」としている。

ページをめくって、26ページ、基本的方向2つ目「将来、町民が安心して暮らせるよう、医療・福祉などの生活機能を確保する」である。

27ページ、交通弱者対策事業では、コミュニティバス・買い物銀行バスについて、利用者の満足度向上に努めており、評価は「順調」としている。

ページ下の基本的方向3つ目「既存の施設などの資産を有効活用し、将来を見据えた安心・安全な公共サービスを提供する」である。

ページをめくって、こちらの施策については、5ページ及び12ページにて記載している。

28ページ、基本的方向4つ目「広域連携を進め、効率的で有効な公共サービスを提供する」である。十勝定住自立圏の推進では、広域観光の推進と、移動手段における広域連携について、十勝全体で連携が深まる取り組みの展開を進めており「順調」としている。

以上で、資料2の説明とさせていただきます。

また、資料3として、5月25日に開催された清水町総合計画審議会の会議録を配布している。

以上で、説明とさせていただきます。

桜井議長：今、説明をいただいた人口ビジョン総合戦略等について質疑があれば受けたいと思うが何かあるか。鈴木孝寿議員。

鈴木議員：今説明受けたけれども、この後は何かどのような形か何か出てくるのか。こういう評価をして継続してやっていますという報告ということで理解しているのか。

企画課長：そのとおりである。3年度の評価を見ていただいて4年度推進していくということでご理解いただければと思う。

桜井議長：他に質疑ないか。

（「なし」との声あり）

桜井議長：それではこの件については終わらせていただく。ここで休憩する。再開は13時とする。

【休憩： 12：01】

【再開： 13：00】

・民泊仲介事業者等との包括連携協定による移住・観光施策の促進について

桜井議長：休憩前に引き続き全員協議会を開催する。2番目の民泊仲介事業者等との包括連携協定による移住・観光施策の促進について、商工観光課から説明をいただく。

商工観光課長（前田真）：私から、民泊仲介事業者等との包括連携協定による移住・観光施策の促進について、ご説明申し上げます。ここから先座ってご説明させていただきます。

お手元に配布した資料の2枚目を、ご覧いただく。

清水町と、民泊仲介事業者エアビーアンドビーは、6月29日水曜日に包括連

携協定を締結する。提携にあたって、私から、簡単に、民泊の概要や、提携の狙いや連携内容等を説明申し上げる。

民泊についての法令上の明確な定義はないが、住宅の全部または一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することを指して、「民泊」ということが一般的である。ここ数年、インターネットを通じて空き室を短期で貸したい人と宿泊を希望する人とをマッチングするビジネスが世界各国で展開されており、急速に増加している。ここ数年はコロナによる移動制限がかかっていたが、国としても、急増する観光客の多様な宿泊ニーズの対応や、少子高齢化社会を背景に増加している空き家の有効活用といった地域活性化の観点から、民泊に対する期待が高まっている。平成30年には、健全な民泊サービスの普及をはかるため、住宅宿泊事業法が施行され、一定のルールの下、全国各地で民泊サービスが提供されている。

清水町では、昨年より第6期総合計画をスタートしているが、その中で、町民が町の強みだと感じていること大きくわけて4つある。1つ目は、地理的な優位性による交通の要衝、2つ目は豊かな自然と景観、3つ目は食と農業、4つ目は第九やアイスホッケー等の文化スポーツである。そして、逆に課題だと感じていることで最も多かった意見は、「町の強みはたくさんあるが、それを活かさきれていない」ということ、そして少子高齢化社会への対応であった。

商工観光課としても、それらの課題に対応するため、従来から、様々な施策に取り組んできたが、効果的な情報発信や地元経済の活性化につながる滞在時間の長い移住観光政策に思うように取り組めていないという実態があった。長期滞在には、宿泊機能が必要であるが、ご存じのように、清水温泉フロイデの営業中断、駅前旅館の廃業等、清水町には、それらの社会資源が不足している。一方で、ポストコロナ社会にむけて、都市部から地方への関心は、観光や移住の仕事に携わる中、確実に高まっている手ごたえがある。そこで、清水町の持つ強みと、民泊仲介の世界最大手のエアビーアンドビーの持つ多くの顧客、発信力という強みを掛け合わせ、民泊という手段をとおして、清水町を多くの人に知っていただき、ファンを増やし、移住者が増え、町の魅力を伝える人々が増えるという好循環を築き、まちの課題に取り組んでいくという事業である。

協定は包括協定であるので、細かな内容については実際に取り交わす協定書内には記載していない。具体的な連携内容は、お手元に配布した資料になる。1番、2番、3番とあるが3番が具体的な連携事項である。こちらのテーマは、町長公約にもあるが、「つながりから人の流れのあるまち」を目指すということである。

まず、最初は、清水町のことを知ってもらい、人と人をつなぐということに重点をおく。民泊に興味のある町民へのサポートや、勉強会、移住体験住宅を仲介サイトに掲載することなどをすすめたいと考えている。具体的には、全国初となる事例を3つ展開したいと考えている。

1つ目は、町の移住体験住宅を民泊サイトに掲載し、活用を促進すること。

2つ目は、町長を民泊ホストに登録し、年に数回、観光客や清水町を訪れる方を受け入れる。

3つ目は、先ほど申した不足している社会資源に対応するため、職員がホームステイ等に取り組む際には、副業項目に民泊を取り組むという試みを実施したいと思っている。これら、3つは全国初となることから、清水町の知名度は一定程度向上するものと予想している。そして、2年目以降の展開だが、1年目からもかぶっている部分もあるが、清水町ファンいわゆる関係人口の増加に取り組む。すでに、移住体験住宅を活用し、国の省庁職員等が中長期で清水町に滞在し、仕事を進めたいとのオファーや、東京都北区の日本語学校の生徒たちが清水町でホームステイしたい等、様々な要望がきているほか、従来から修学旅行生の受け入れを中心に進めている農村ホームステイ、アイスホッケー関係者のホームステイ、更に最近では、芸術活動においても注目されているため、これらの取り組みを活かして、清水町を第二のふるさととして活動する人を増やしていきたいと考えている。

さらに、実現のハードルは高いかもしれないが、まちまるごとホテルという概

念を実現したいと考えている。民泊をとおして清水町を訪れる人が増えることにより、飲食店、物販などの経済が好循環し、空き店舗のリノベーションや、遊休不動産の解消、コワーキングスペースやシェアオフィスの誘致ができればと考えている。また、エアビーアンドビーには、パートナー企業とよばれる様々な分野で活躍する企業が130社程度ある。協定締結後は、これらの企業とも連携し、清水町の課題解決に取り組んでいければと考えている。

以上、私からの説明とさせていただきます。

桜井議長：今、商工観光課のほうから説明いただいた。これについて何か質疑あればお受けしたいがないか。

(「なし」との声あり)

・清水町職員の営利企業等の従事の許可に関する基準の運用について

桜井議長：それでは、この件についてはこれで終わらせていただく。次に3つ目、清水町職員の営利企業等の従事の許可に関する基準の運用について、総務課より説明をいただく。

総務課長（神谷昌彦）：私からは水町職員の営利企業等の従事の許可に関する基準の運用について、概要についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元に簡単に概要を記載した資料を配布しているのでご覧いただきたいと思う。まず、目的にも書いてあるが職員の営利企業等の従事については、地方公務員法では職員は任命権者の許可を受けなければ報酬を得て事業もしくは事務に従事してはならないとされている。そのような中で地方においては人口減、高齢化で人手不足に悩む地域産業、農業、漁業になってくると思うが、そういったものに職員が副業で従事することを認めるというような取り組みが各自治体で広まってきている。本町においても、そういった職員が職務外における地域貢献活動を促進するために、特に報酬を得て地域貢献活動、地域産業に貢献するという場合の許可基準と運用について定めていきたいというものである。2番目の対象となる活動についてであるが、3点程記載している。1点目が公益性があり継続的に行う地域貢献活動であること。2番目として地域の発展活性化に寄与する活動であること。それから本町の産業の発展に寄与する活動であることとしている。具体的に考えられる事業としては、地域の基幹産業である農業であるが、農業振興を推進する観点から人手不足解消のために農作業に従事して報酬を得る場合については認めていきたいと考えている。そのほか、これから考えられることについては地域の少年団活動等で監督とかコーチとして子供たちの指導を行って一定程度の報酬を得る場合も考えられる。それから中学校の部活動の外部指導者として活動して報酬を得る場合ということも考えられる。その他スポーツ競技の発展のために試合の審判とかで一定程度の報酬を得る場合についても該当してくると考えている。その他先ほど商工観光課長から説明あったとおり、民泊についても、どの程度いるかわからないが、職員がこういったものに取り組む場合についても一定程度の基準の中であれば認めていきたいと考えている。基本は人手不足になっている農業を支援するために活用していければと考えている。3番目の許可基準については7点程ある。これについては詳細について詰めているところなので今後若干変わってくる可能性があるが、1点目としては勤務時間外、それから週休日及び休日の活動であり職務の遂行に支障をきたす恐れがないこととなっている。2点目としては地方公務員の信用失墜行為の発生の恐れがないこと。3点目としては団体と町との間に特別な利害関係が生じないこと。あるいは職務の公正の確保を損なう恐れがないこと。それから継続的に活動を行う場合の活動時間は任命権者が特に定める場合を除き次の場合とするということで、現在の案では週8時間以下、1か月30時間以下、勤務時間の割り振られた日、平日においては1日3時間以下ということで、なるべく通常の勤務に支障がないような形で時間の設定についても上限はある程度定めていきたいと考えている。その他報酬は地域

貢献活動として許容できる範囲であること。地域発展活性化に寄与する活動であること。最後に宗教的活動、政治的活動、法令に違反する活動でないことというように許可基準を定めてまいりたいと考えている。詳細については詰めている部分があるので若干変わる部分があるが、そういったことで今後取り組んで参りたいと考えている。以上である。

桜井議長：今、総務課から説明があった。この件について何か質疑あればお受けしたいと思うがあるか。2番川上均議員。

川上議員：内容が勤務時間外だとか休日とかである。例えば年休取ってやるということにはならないということによるのか。

総務課長：基本的に色々調べたのだが、やはり年休というのは有給休暇ということで、給料もらっているということになるので、そこで年休を取って別な事業をしてお金をもらうということ自体は二重の給料ということになるので、これについては道の方にも確認したが、そういったことは当然ありえないと回答を得ているので、あくまでも勤務時間外というふうに考えている。

桜井議長：他にないか。

(「なし」との声あり)

・ 図柄入りご当地ナンバープレート「(仮称)十勝(とちち)」の導入について

桜井議長：なければこれでこの件については終わらせていただく。次に図柄入りご当地ナンバープレート「(仮称)十勝(とちち)」の導入について、副町長より説明いただく。

副町長：図柄入りご当地ナンバープレート「(仮称)十勝(とちち)」の導入について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

皆様にカラーの資料をお配りしている。こちらをご覧くださいと思います。既に新聞報道一部されているが、十勝町村会で十勝の認知度を上げて地域振興や観光振興に活用するために、国が募集する図柄入りご当地ナンバープレートの導入検討に向けて協議するといったことが確認されている。具体的には十勝18町村でアンケート調査等を行い、それぞれの住民の意向確認ができれば導入に向けて今年度内に国に対して導入申し込みの提出を行うこととなる。あくまでも協議して合意が得られればの話であって、その点については時間をかけて今後議論をしている。導入の申し込みに際しては議会の議決までは求めることは要件となっていないが、住民の合意形成が必要となることから、今後住民周知などの情報提供、取り組みを進めていくのでご理解をいただきたいとお願い申し上げる。具体的には道内であると今現在、十勝は帯広陸運支局、管内全て帯広ナンバーである。これを漢字の十勝にするか、ひらがなのとちちにするか、この辺も含めて十勝という名称を使ってはどうかという具体的な検討をしていく。当然、現在帯広市は十勝町村会に入っていないので、帯広市は帯広市として十勝町村会での協議事項を踏まえて検討されるといった状況になるかと思うが、最終的には目指すところは管内19市町村が全て合意が取れば一番いいといったことで取り組んでまいるといふ考え方である。以上、簡単であるが説明させていただいた。

桜井議長：只今、副町長から説明があったご当地ナンバーについて、何か質問があればお受けしたいと思うがないか。

(「なし」との声あり)

桜井議長：それではこれで町長からの申し出事項については終わらせていただく。執行側ありがとう。

【執行側退席：13：15】

(2) 議会報告会の振り返りについて

桜井議長：引き続き（２）の議会報告会の振り返りについて、中島委員長から報告をいただく。

中島委員長：議会報告会の振り返りを議運でやっておりますので、その時の審議内容等について報告を申し上げ、これからも皆さんにご協力をお願いしたいと思います。

5月24日と27日に開催した議会報告会と町民との意見交換会について議会運営委員会で振り返りを行った。内容については別紙のとおりであり委員会の中では本会議で否決になった案件の内容や考え方に意見を求めるものや政治的な質問があるなど報告会の目的に合わないとの意見もあった。建設的な意見もあったと評価する意見もあった。開催方法についての個別の団体との意見交換会をすべきではとの意見もあった。全員協議会の中で皆さんの意見を改めて出していただき、それらを基本に議会運営委員会で議会報告会の在り方の協議をしたいというふうに現時点では考えている。以上、先日の委員会報告とさせていただきます。

桜井議長：ありがとうございます。それでは今のまとめについて、1番の開催日時から皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。まず1番、開催日時であるが、従来の開催時期に戻したということであるが、これについては議運では問題なしということであるが、これについて何かご意見あるか。

（「なし」との声あり）

桜井議長：ないようなので開催日時については問題なしとする。2番目の開催場所、昨年同様に密対策により広い大集会室を使用、これについては問題なしという議運の報告であるが良いか。

（「なし」との声あり）

桜井議長：3番目、会場配置については議運は問題なしということであるが、よろしいか。

（「なし」との声あり）

桜井議長：4番目、班編成、役割分担についても議運は問題なしであるが、よろしいか。

（「なし」との声あり）

桜井議長：5番目、周知方法である。これについても例年のように議運では問題なしであるが、よろしいか。

（「なし」との声あり）

桜井議長：6番目、次第である。これについては議運委員長の報告のとおりであるが、これについて何か委員の皆さんから意見あるか。4番中河つる子議員。

中河議員：この中で報告書の中に賛成議員とか反対議員の個別の名前が今回出されていたのだが、それに対して私は夫婦別姓の時に間違っ立ってしまったという経過もあり、賛成した中に私の名前も入ってたのだが、それだからというわけではないが名前が出てくるということは、その方の意見を聞きたいと町民の方は思っている人はいるのではないかと思います。例えば川上さんも名前出ていたが、名前を出すということは出席者からはそういうものを求めたいという希望もあるのではないかと思います。思いながら私は参加していたのだが、今は個別の返答はできないのでそういう機会はないが、個別の賛成反対の名前を出すのが悪いということではないが、それが出るとすればそういう意見を言う場を設けてもいいのではないかと思います。いかがが。

桜井議長：委員長何か。

中島委員長：ご承知のとおり、議会報告会というのは議会で審議されたものです。その協議の中で今、中河議員から言われたようなことで、反対賛成の個々の意見をその場で聞きたいと言われても本会議場ではそういう発言等々を、討論に出れば反対したり賛成したりする理由は若干わかるかもしれないけど、反対賛成の意見を本会議場で個々で求められるというというものではないということで、現状の中、それと名前についても議員としての責任において意思表示していると理解しているから、今までの経過の中では名前等も出てきても特に支障ないという考え方を持っている。

桜井議長：中河議員いかがか。

中河議員：町民から求められたとしても言えないということになるか。

桜井議長：委員長。

中島委員長：議会報告会の中では申し上げことはルールとして求められるものではないと思っているが、私どもは町民からご支持いただいて出てきているから、機会あれば個々において対応の仕方というのはあるのではないかと、議会報告会だけでなく、町民と直接接してそういう機会があれば個々で対応をしていくべきなのかなと思っている。

桜井議長：中河議員いかがか。

中河議員：私としてはあの場に出ていて、そういうふう感じていたのだが、すぐ改善できないかもしれないが、そういう機会があればいいかなと思っている。

桜井議長：これ来年度に向けて、議運で決定はするが全員協議会開いて報告会については皆さんのご意見を踏まえたいえで事業として展開するわけであるから、またその時の議論を出していただいて進めることもできると思う。他にないか。

（「なし」との声あり）

桜井議長：なければ、7番目配布資料について令和3年度の議会活動の報告内容については議運では問題なしであるがよろしいか。

（「はい」との声あり）

桜井議長：8番目、議会報告の内容・時間についても議運では良いとのことであるがよろしいか。

（「はい」との声あり）

桜井議長：9番目、質疑応答の内容・時間については、議運では過去から見て今回が一番良かったと、町政に意見をつなげる流れになったという評価をしていますよろしいか。

（「はい」との声あり）

桜井議長：10番目、意見提言等の聴取の内容・テーマについてだが、選挙に向けてテーマを設定したが、議員のなり手不足の解消についてはぼやけた、内容を絞って踏み込まないと意見が出ないのではという議運の意見であるが、これについて何かないか。

（「なし」との声あり）

桜井議長：11番目、アンケート調査の内容については、この内容で良い。前年と比較できるのが良いということである。よろしいか。

（「はい」との声あり）

桜井議長：最後に12番目、次回に向けた検討については、議運では議会報告会では否決結果についての質問や、政治的質問も問題等、委員長から報告がありましたこういったことで、来年以降に向けて継続していくという協議であったが、いろんな在り方についても協議していくというような内容であるが、これについて何かあるか。

（「なし」との声あり）

（3）その他

桜井議長：なければこのような形で。それでは振り返り項目についてはこれで終わらせていただく。また、配布しているアンケート結果、議事録等については後ほどお目通ししたいと思う。当日の意見提言等の聴取で出された具体的な事項については、後日所管する委員会に振り分け議会運営委員会が所管する事項を改めて協議を行うこととする。最後、その他であるが皆さんのほうから何かあるか。それではこれで全員協議会を終わらせていただく。ご苦労様

【閉会 13：28】